

地方独立行政法人大阪市民病院機構一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立など仕事と生活の調和を図ることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内における育児休業・出生時育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中の年平均 17 人以上の取得にする。

女性職員・・・計画期間中の年平均取得率を 90%以上にする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 育児休業制度をはじめとした出産・育児に関する勤務条件制度を解説した手引き等の更新
- 令和 8 年 4 月～ 院内ネットワークを活用した取得手続き等の職員への定期的な周知

目標 2：計画期間内における法定時間外労働及び法定休日労働の時間を次の水準以上にする。

医師・・・計画期間中の年平均 406 時間未満にする。

医師以外・・・計画期間中の年平均 66 時間未満にする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 部署責任者に対する所定外労働時間にかかる資料提供
- 令和 8 年 4 月～ 職員安全衛生委員会における協議

※それぞれの対策の実施については、早期に実施できるものから順次進めていきます。